

災害見舞金のご請求前に必要なこと

令和元年10月31日
日本郵政共済組合

※災害見舞金の請求には、添付資料として次の①及び②が必要になります。

① り災証明書の申請

- ・被災による損害の程度を証明するために、自治体が発行する書類です。
- ・自治体により「被災証明書」など、名称が類似している証明書も発行している場合があります。これらは「り災証明書」の代わりとならず、請求をお受けすることはできません。
- ・具体的な申請方法は、お住いの自治体にお問い合わせください。

② 住居と家財の写真撮影・保存

- ・被災の有無に関わらず、可能な限り住居と家財の撮影をお願いします。
- ・撮影の際は、様々な角度やズームでお撮りください。
- ・家財等を処分される際は、可能な限り写真をお残してください。
- ・住居や家財が部分的に写っている写真も大切な資料となります。
- ・住居に関しては、全景写真や各間取りの全体的な写真もお撮りください。

【災害見舞金制度についての注意事項】

- ・災害による損害を補填するものではありません。
- ・り災証明書に記載された損害の程度により、支給可否を判断しています。
 - ⇒「全壊」「大規模半壊」「半壊」が支給対象となります。
 - ⇒「半壊いならず」「一部損壊」「床上・床下浸水」は支給対象外となります。